

ぶどうの里だより

発行：塩尻警察署 塩尻・朝日防犯協会連合会

TEL 0263-54-0110



女性に対する暴力をなくす運動



【令和7年11月12日から11月25日】

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。早めの相談が早い解決につながります！！

ストーカー行為とは、

追隨して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器の取付けなどの規制対象行為を繰り返す行為をいい、処罰の対象となります。

警察では、被害者からの申出により、相手方に対してこれから規制対象行為を止めるよう警告等を行うこともできます。

DVは犯罪！！

夫婦間であっても、身体的暴力（殴る、蹴る等）は、暴行、傷害に当たり、処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申立てにより裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する「保護命令制度」もあります。

警察以外の相談窓口

長野県女性相談センター：026-235-5710

長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”：0266-22-8822

DV相談ナビ「#8008」（はれれば） DV相談プラス「0120-279-889」



警察の相談窓口検索
はこちらから！！



防犯活動の紹介



げんばの嬢による寸劇が新しくなりました。

今回の寸劇は、詐欺師目線のお話になっています。騙す方も色々な手口を考え、どうしたらお金を騙し取れるのか考えています。

寸劇を御覧になって、どうしたら被害に遭わないかを考えたり、家族と話をする良い機会にしていだけたらと思います。

寸劇の御依頼は塩尻・朝日防犯協会連合会までお問い合わせください。（上記連絡先までお願いします。）

お知らせ

10月のぶどうの里だよりでお知らせした防犯ポスター巡回展示会場ですが、10月29日（水）～11月3日（月）諏訪市駅前交流テラス「すわっチャオ」とお知らせしましたが、10月30日（木）～11月4日（火）諏訪市役所 1階ロビーへ変更となりました。